

宇土市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市規則第 5 5 号

宇土市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

宇土市職員の通勤手当に関する規則（平成 1 2 年規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 の見出し中「の支給額」を「に係る通勤手当の額」に改める。

第 1 5 条第 2 項中「第 1 5 条の 2 第 4 項」を「第 1 5 条の 2 第 1 項」に改める。

第 1 5 条の 2 第 1 項を次のように改める。

給与条例第 1 1 条第 7 項の規則で定める通勤手当は、1 箇月当たりの運賃等相当額等（第 1 0 条第 3 号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与条例第 1 1 条第 2 項第 2 号に定める額（第 1 0 条第 2 号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急急行列車等が 2 以上ある場合においては、その合計額）及び給与条例第 1 1 条第 5 項第 1 号に定める額の合計額（第 2 2 条の 2 第 2 項において「1 箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が 1 5 0, 0 0 0 円を超えるときにおける通勤手当とし、給与条例第 1 1 条第 7 項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第 1 5 条の 2 第 4 項を削り、同条第 3 項中「最初の月」の次に「（第 2 項各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該月又はその翌月）」を加え、「その月の初日に職員が所属する」を「次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める」に、「において支給する」を「において支給するものとする」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 職員に新たに給与条例第 1 1 条第 1 項の職員たる要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は次条第 2 項第 1 号若しくは第 3 号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等 当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支給義務者

(2) 前号に掲げるもの以外の支給単位期間等 当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支給義務者

第 1 5 条の 2 第 3 項を同条第 6 項とし、同条第 2 項中「支給単位期間等」を「支給単位期間（第 1 項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に、「支給する」を「支給するものとする」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 1 項の次に次の 3 項を加える。

2 給与条例第 1 1 条第 7 項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 職員に新たに給与条例第 1 1 条第 1 項の職員たる要件が具備されるに至った日がその日の属する月の給料の支給定日以後となる場合

(2) 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の給料の支給定日以後となる場合（次条第 2 項第 2 号又は第 3 号イに掲げる場合に該当

して支給額を改定する場合を除く。)

3 給与条例第11条第7項の規則で定める日は、給料の支給日とする。

4 給与条例第11条第7項の規定により通勤手当を支給する日(以下この条において「支給日」という。)までに第4条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

第15条の2に次の1項を加える。

7 前項の規定により職員が異動前に所属していた給料の支給義務者が通勤手当を支給する場合であって、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

第22条の見出し中「終期」を「終期等」に改め、同条第1項中「の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)」を削り、同条第2項中「その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 通勤手当の額を増額して改定する場合(第3号に掲げる場合を除く。) 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月(当該改定に係る第4条の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月)

(2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合(次号に掲げる場合を除く。) 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)

(3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして市長が定める場合
市長の定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

第22条に次の1項を加える。

3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、市長が定める。

第22条の2第1項中「給与条例第11条第7項」を「給与条例第11条第8項」に改め、「係る」の次に「通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として市長が定める場合に係る」を加え、同条第2項第1号アを次のように改める。

ア イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号アに次のように加える。

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は特別急行列車等(同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等)、同項第1号、第3号

又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

- (イ) 前項第2号に掲げる事由が生じ、前条第2項第1号又は第3号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第2号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、特別急行列車等、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、特別急行列車等、自動車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額

第22条の4第2項中「にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は」を「となった場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合には」に、「又は職務」を「若しくは職務」に、「の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）」を「又は再び通勤することとなった日の属する月」に改め、同条第3項を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（支給単位期間等の開始に関する経過措置）

第2条 令和8年9月2日から同月30日までの間（以下「特定期間」という。）に職員に新たに宇土市一般職の職員の給与に関する条例（平成12年条例第44号）第11条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員がこの規則による改正前の宇土市職員の通勤手当に関する規則第22条の4第2項に規定する場合（同条第3項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の宇土市職員の通勤手当に関する規則第15条の2第5項に規定する支給単位期間等は、同年10月から開始するものとする。